

補助金交付等及び競争参加資格停止措置に係る苦情処理手続要領

平成18年4月14日

要領 1 8 第 8 号

改正 要領 2 2 第 4 6 号

改正 要領令 6 第 1 8 号

(対象となる措置)

第 1 条 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領（要領 1 7 第 2 号。以下「措置要領」という。）の規定による補助金交付等停止及び競争参加資格停止措置（期間の変更を含む。以下単に「補助金交付停止等」という。）
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第 2 条 期間の計算については、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（第 5 条第 1 項及び第 1 1 条第 1 項において「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(補助金交付停止等の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第 3 条 理事長（工事等契約、委託契約及び請負等契約にあつては契約担当役又は分任契約担当役（以下「理事長等」という。））は、資格停止措置要領第 7 条第 1 項の規定による通知において、補助金交付停止等の理由を明らかにするものとする。

- 2 理事長等は、補助金交付停止等又は警告等を行う場合には、当該補助金交付停止等又は警告等の措置につき苦情申立をすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第 4 条 補助金交付停止等又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（次項及び第 8 条において「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 補助金交付停止等 当該補助金交付停止等の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して 2 週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第 5 条 理事長等は、苦情の申立てがあつたときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第 6 条 理事長等は、第 4 条第 3 項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第 7 条 理事長等は、第 5 条第 1 項の規定による回答又は第 6 条の規定による却下をする場合には、第 5 条第 1 項又は第 6 条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 理事長等は、第5条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9条 第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下に不服がある者は、書面により、理事長等に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、補助金交付停止等の期間内（第5条第1項の規定による回答の翌日から当該補助金交付停止等の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）に行うものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構契約監視委員会に対する審議依頼)

第10条 理事長等は、再苦情申立てがあったときは、速やかに独立行政法人中小企業基盤整備機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11条 理事長等は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い理事長等が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第12条 理事長等は、第9条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て処理結果の公表)

第13条 理事長等は、第11条第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(電磁的記録による作成及び電磁的方法による提出)

第14条 この要領の規定により作成することとされている書面等（書面その他文字、図形 その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。本項及び次項において同じ。）については、当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。本項及び次項において同じ。）の作成をもって、当該書面等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書面等とみなす。

2 この要領の規定による書面等の提出については、当該書面等が電磁的記録で作成されている場合には電磁的方法（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下本項において同じ。）と申立者又は再苦情申立者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）をもって行うことができる。

附 則

この要領は、平成18年4月14日以降に行う確認回避及び警告等から適用する。

附 則（要領22第46号）

この要領は、平成23年4月1日以降に行う資格停止措置及び警告等から適用する。

附 則（要領令6第18号）

この要領は、補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領（要領17第2号）の一部を改正する要領（要領令6第17号）の施行の日から施行する。